

第443回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時	令和4年3月11日 金曜日 9時27分～9時47分					
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 6階 共用第1会議室					
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	木村 弘	高見 俊也	中村 雅代	本間 学
	労働者代表委員	大塚 佳代	黒谷 治夫	小水 康史	徳本 喜彰	南 芳雄
	使用者代表委員	眞田 昌則	敷波 利子	橋本 政人	深見 正裕	
	欠 席 委 員	尾崎 良一				
	事 務 局	吉田労働局長 田沼労働基準部長 川崎賃金室長 春日賃金指導官 春名賃金調査員 西宮監督課調査員				
議 題	<p>(1) 令和4年度 特定（産業別）最低賃金の改正申出の意向確認について</p> <p>(2) その他</p> <p style="padding-left: 20px;">③ その他</p>					
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 					

令和3年度 第443回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和4年3月11日（金）

9時27分～9時47分

金沢駅西合同庁舎 6階 共用第1会議室

- 【高見会長】 おはようございます。
少し早いですが皆さんお揃いですので始めたいと思います。
第443回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。審議会の成立状況について報告してください。
- 【事務局】 指導官 使用者側代表の尾崎委員から欠席のご連絡をいただいております。
現在、15名中14名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数、委員の3分の2以上、又は、公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。
また、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望者はいませんでした。
- 【高見会長】 それでは、議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。
公益委員側は私が行います。
労働者側は小水委員、使用者側は橋本委員にお願いします。
それでは、議事に入ります前に、局長からご挨拶をいただきたいと思います。
- 【局長】 みなさまおはようございます。
本日は、年度末の何かとお忙しい中でございますけど、本年度、最後ということで当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
また、皆様方には、日頃から労働行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。
昨年の石川県最低賃金の改正審議の状況でございますけれども、全体としては経済状況としては新型コロナウイルス感染症が収まらないというこ

とで依然としてなかなか企業活動としても影響をうける業種があったかと思ひますし、大変厳しい状況のなかであるかと思ひますけれども、中央から示されました 28 円という過去最高の引上げ額での審議をお願いしたところでございます。また、特定最低賃金につきましても、4 件ございませけれども、24 円ないし 26 円の引上げ額ということで、これらのいずれも 7 年連続で全ての部会から全会一致での答申ということでございませ。

皆様には、厳しい状況のなかではございませたけれども真摯なご審議また、全会一致への結審にご尽力いただきまして、改めて心から感謝申し上げたいと思ひます。

当局におきましては、今ちょうど年が明けまして 1 月から 3 月にかけて、最低賃金の周知を図るということが非常に大きな課題ということで各労働基準監督署においても今、最低賃金の監督指導を集中的に実施をしている時期でございませ。

その結果ですな、賃金額が下回るような事業場につきましては、確実な是正の確認の徹底と履行確保に向けての迅速的確な対応に努めているところでございませ。

最低賃金引上げによる影響ということで、中小企業は大変厳しい影響がある方がいませけれども、それに対する支援策といたしましては「働き方改革推進支援センター」を通じ支援、それからアドバイスといひませるか利用促進そういったことを、それから業務改善助成金という助成金制度がございませけれどもこれは昨年度に比べまして非常に利用されてるといひませるか、例年の 3 倍を超えるものが上がっていませそれらを含めてですなしっかりと支援をしていきたいというところでございませ。

本日は、来年度に向けての特定最低賃金の金額改正を求める旨の意向表明ということでその提出がございませたので、これにつきましては労使間での内容等の確認といひませるか議論をしていただきまして、来年度の円滑な改正審議に向け、意思疎通を図っていただきますようよろしくお願ひいたします。

最後に、委員の皆様方には、本日のご審議と併せ、今後とも、石川労働局の行政運営につきましまして、ご理解ご協力を賜りますようお願ひ申し上げましてごあいさつに代えさせていただきます。

【高見会長】

それでは、議題（1）の令和 4 年度特定最低賃金の改正申出の意向確認について、事務局から説明をお願ひします。

【事務局】 指導官 石川県特定（産業別）最低賃金につきまして、今般、改正の申出の意向表明が5件ございました。また、新規の申出はございませんでした。意向表明の写しにつきましては、本日、お配りした資料の14ページから22ページにお付けてしております。

今般、意向表明がありました5件の特定最低賃金の内訳ですが、労働協約ケースのものとして、U Aゼンセン様から紡績と百貨店、J A M北陸様から自動車、電機連合様から電気機械の4件、公正競争ケースのものとして、J A M北陸様から一般機械の1件となっております。

なお、申出書の提出につきましては、必要事項を記載し、疎明資料を添付の上、令和4年7月末までに事務局までご提出いただくようよろしくお願いいたします。

【高見会長】 ただいまの事務局の説明について、質問等ございますか。

ご質問よろしいでしょうか。

ご質問等がないようですので、労働者側委員から補足のご意見等をお伺いしたいと思いますが如何でしょうか。

よろしいでしょうか。

労働者側のみなさん、ご意見は特にないということですので次は使用者側の皆さんからご意見を伺いたいと思います。

【橋本委員】 使用者側で、私は長く委員をやっているのですが今の労働者の皆さんの言っている内容はほぼ理解はできるんですけどできれば事務局の方から、この意向表明とはいったいどういうことなのかということと、専門用語で労働協約ケースと言いましたけど、それとはこういうことなんですよという説明があると非常に使用者側としても協議がしやすいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【高見会長】 はい、では事務局の方で説明よろしくお願いいたします。

【事務局】 指導官 労働協約ケースというものですけれども、当該特定最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね3分の1以上の者に最低賃金に関する労働協約が適用されている場合を想定しております。もうひとつ公正競争ケースにつきましては、公正競争を確保するという観点から当該特定最低賃金の改正が必要と認められる場合、この場合3分の1要件というのはあるんですけど、

労働協約に限らず、決議といったもの、要は労使の合意が認められれば申出ができるとなっております。

改正の申出につきましてはこの労働協約ケースと公正競争ケース、いずれかどちらかの要件を満たすということが必要とされておりますので、申出の際、特に疎明資料、例年疎明資料の中に一部不備があったりすることもありますのでその辺ご留意いただいて、ご提出いただくようお願いいたします。

【橋本委員】 それと、その意向表明がこの3月に出てきてこれから、これがどういう意味があって将来こうなっていくんですよというスケジュールも併せてお願いします。

【事務局】 指導官 意向表明につきましては、あくまで意向の表明でございまして正式には、例えばですけれども7月末までに申出をいただいた時点で初めて必要性の審議ということになります。なので制度上は意向表明がなくても7月末までに申出をいただければ審議にかけることができる、あくまでこれは前段階として、組合の皆様の方をお願いしているという位置づけになります。

【高見会長】 はい、よろしいですか。そのほか、ご質問等はありませんか。
7月末までに申出、期限になるわけですね。

【事務局】 指導官 そうですね。7月末までに、お願いいたします。

【高見会長】 公正競争ケースというのは、公正競争というのは要するに賃金を不当に下げて競争を阻害するようなことがないようにとそういう意味ですか。

【事務局】 指導官 そうですね。

【高見会長】 その他、ご質問いかがでしょうか。ご意見、よろしいですか。
ないようでございますので、先ほど局長からのご挨拶にもあったように、本日は、特定最低賃金の改正の申出の意向表明があったということを委員の皆様方にご了知いただくとともに、この特定最低賃金は、関係労使の合意が基本となっておりますので、来年度の特定最低賃金の改正審議に向けまして、引き続き、関係労使間での意思疎通が図られるようお願い申し上げます。

げます。

改めまして改正の申出につきましても、ただいま事務局より説明がありましたが、7月末までにお願ひしたいと思ひます。ぜひ、意思疎通を図っていただきますよう重ねてお願ひいたします。

この件につきましてもはこれでよろしいでしょうか。

続きまして、議題(2)のその他①の資料説明につきましても、事務局から説明をお願ひいたします。

【事務局】 室長

本日配布させていただいた資料は、資料ナンバー1から6までの番号を振り出した資料と、委員限りと右上に表示がございます資料となります。

まず、資料ナンバーがついております資料から説明をいたします。

資料ナンバー1が付いております1ページから2ページをご覧ください。

この資料は、第54期石川地方最低賃金審議会委員の皆様方と事務局の名簿をつけてございます。令和4年2月時現在と令和3年4月時点ものとなります。

次資料ナンバー2は、3ページのみとなります。この資料は、令和3年度の石川地方最低賃金審議会の開催状況を一覧にしたものをお付けしております。

資料ナンバー3は、4ページから9ページまでとなっております。こちらは令和3年度に行いました最低賃金の周知と広報活動内容となっております。5ページには広報誌等の掲載依頼状況となっております。6ページは駅西合庁の前にあります看板関係と、プレスリリース、ポスター関係をお載せしております。7ページはポスター、リーフレットの配布状況となっております。8ページ、当局のホームページによる掲載状況をお付けしてございます。

次資料ナンバー4は、10ページから11ページまでとなっております。この資料は、令和3年度の全国の特定最低賃金の決定状況をお付けしております。色が変わっているのは申出なし、あるいは必要性なしということを表示させていただいております。

次資料ナンバー5になります。12ページのみとなります。この資料は、令和3年12月現在の石川県特定最低賃金6件のそれぞれの適用使用者数と適用労働者数を一覧にしたものとなります。こちら、平成28年の経済センサスを基礎にしまして、当局で実施しております最低賃金に関する基

礎調査等の統計調査結果、労働保険の適用情報、倒産情報など、各種の情報により確定した数値となっております。

資料ナンバー6は、14ページから23ページまでとなっております。この資料は、先ほど事務局からご説明をさせていただきました、令和4年度の特定最低賃金の改正に関する申出意向があった5件の写しをお付けしております。

最後に、本省が作成した石川県最低賃金の周知リーフレットと石川労働局が独自に作成しました周知リーフレットをお付けしております。

次に、委員限りの資料をご覧ください。この資料は、業務改善助成金の令和4年1月末現在の全国の申請状況と令和3年度中に行われました制度の要件緩和と拡充の内容が記されたリーフレットをお付けしております。

まず、1ページ目をご覧ください。先ほど局長からもお話ありましたけれど、17とかいてある石川局をご覧ください。1月末で62件、これは一般コースということで62件となっていることが確認できると思います。2月分につきましては、先日雇用環境均等室に確認したところ一般コースで63件、特例コース2件であることを確認しております。ちなみに一般コースの内訳なんですけれど、20円コースが9件、30円コースが33件、45円コースが4件、60円コースが9件、90円コースが8件となっております。

次に、リーフレット関係のご説明になります。3ページ4ページご覧ください。年度当初4月から7月までの制度を記したリーフレットとなっております。

5ページから8ページまでは、ちょうど最賃の審議をしていただいた時の状況のものでございまして、8月から12月末までの制度を記したリーフレットとなっております。審議会でもいろいろとご議論いただいたところなんですけれども、具体的には、45円コースが新設、年度内に2回目の申請が可能となったこと、上限加算の対象人数を従来であれば7人以上だったところを、10人以上までに拡充された内容となったリーフレットとなっております。

9ページから12ページまでが令和4年1月から年度末の3月までの制度を記したリーフレットとなっております。具体的には、1月からは一般コースと特例コースの2コースに分けられたこと、2月に入って一般コースの20円コースがなくなりまして、30円、45円、60円、90円コースと、9ページございます特例コースの二本立てになっております。確認してい

るところでは、この一般コースについては、令和4年度も引き続き実施される予定と聞いております。

【高見会長】

ただいまの説明につきまして、ご質問等はあおりでしょうか。

労働者側のみなさんよろしいでしょうか。

使用者側のみなさまいかがでしょうか。

ご質問等ないようですので予定しておりました議題の審議はこれで終わりました。その他なにか意見等ございませんか。

それでは事務局から連絡事項があればお願いします。

【事務局】 指導官

特にありません。

【高見会長】

ないようですので、これで今年度の審議会の全日程を無事終えることができました。

委員の皆様方におかれましては、1年間大変お疲れさまでございました。

本当にありがとうございます。

以上を持ちまして、本日は終了とします。ありがとうございました。